

知財ビジネス評価書作成支援 公募説明会

公募要領・応募方法の概要



公募～知財ビジネス評価書提供の基本的な流れ

- 公募については、以下のような流れで実施する予定です。
- 応募にあたっては、事前に企業様と調整をお願いします。
- 採択結果については、採否に関わらずご連絡をさせていただきます。

スキームの概要



※ご応募いただいた全ての案件が採択されるとは限りません。予めご了承をお願いします。

応募時のポイント

Point I

応募いただけるのは「**金融機関**」の皆様のみです。

Point II

応募前に、評価対象となる**企業様にご説明**をお願いします。

Point III

特許権・実用新案権・意匠権・商標権のいずれかを持っている企業だけが評価対象となります。

Point IV

評価をお願いしたい調査会社を、金融機関の皆様が**応募時に選んでください**。

Point V

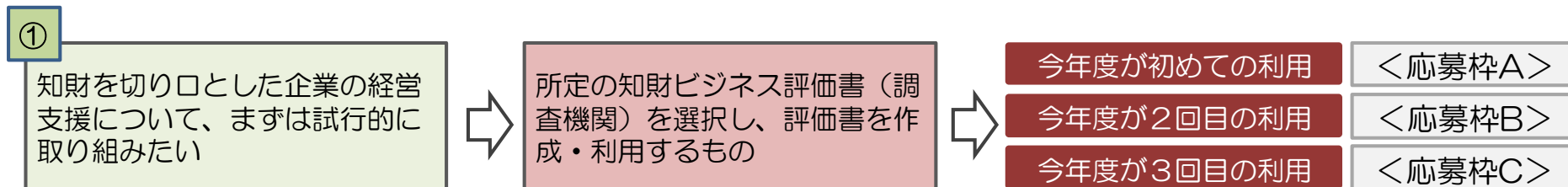
評価書提供から一定期間経過後に事務局が**金融機関の皆様**に**ヒアリングを実施**させていただきます。ご協力をお願いいたします。

公募のパターン

- 本事業では、大きく「一般公募」「伴走型支援」の2つのパターンの公募があります。

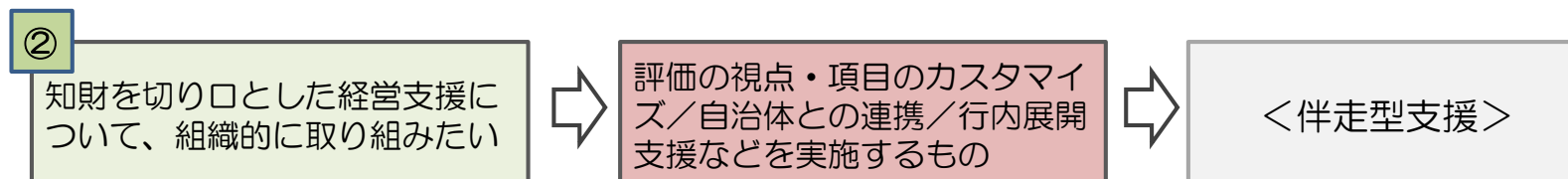
①一般公募

知財ビジネス評価書を通じて、知財を切り口とした企業の経営支援に試行的に取り組みたい金融機関向け



②伴走型支援

知財を切り口とした企業の経営支援について、組織的に踏み込んで取り組みたい金融機関向け



①一般公募：応募概要

■一般公募枠の応募概要

- 金融機関からの応募に基づき、評価書を作成（応募時に調査会社を選択し申請）
- 特許権、実用新案権、意匠権、商標権を対象に評価書を作成
- 評価書を無償で作成・提供
- 今年度事業における評価書の作成予定件数：120件程度
- 募集開始：平成28年6月20日（採択予定件数に達し次第終了）

■一般公募枠が想定する対象金融機関

- 特許等の知的財産をこれまで評価したことがない金融機関
- 適切に評価することが困難な金融機関

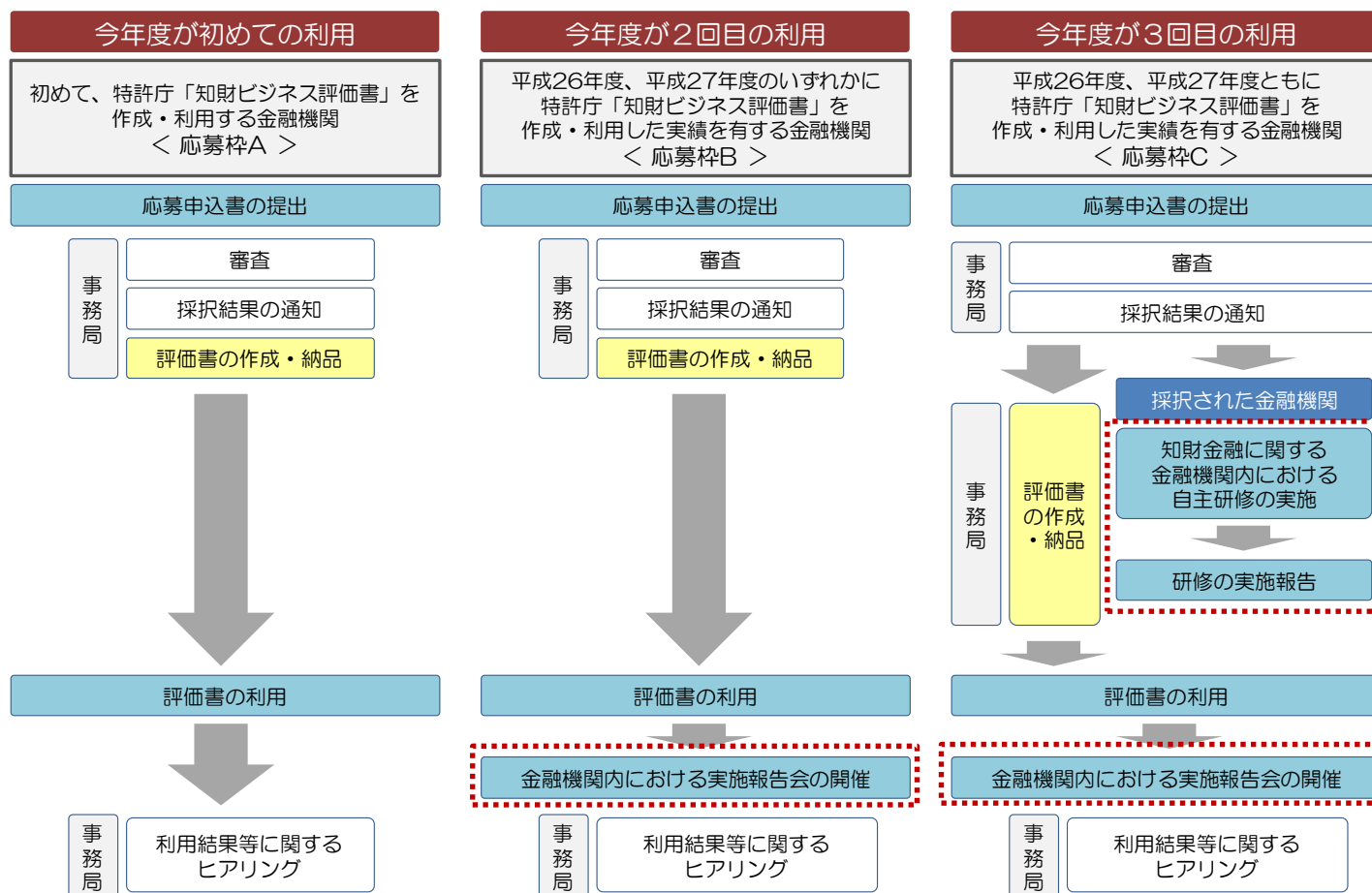
／等

※過去に知財ビジネス評価書作成事業を利用したことのある金融機関も応募可能です。
ただし、次頁に記載したように、過去に利用実績を有する機関には、本事業への追加協力を依頼させて頂く予定です。

①一般公募：応募～利用までの流れ

■ 過去に特許庁事業を通じて知財ビジネス評価書を作成・利用したことがある金融機関には、評価書の利用に際して事業への追加的な協力をいただきます。

➤ 過去の知財ビジネス評価書の利用回数に応じて、応募枠や応募書類は異なります。なお、応募枠Aに該当する金融機関が応募枠BあるいはCで応募すること、また、応募枠Bに該当する金融機関が応募枠Cで応募することは可能です。



①一般公募：調査会社の特徴

■ 評価方法や内容等は調査会社（評価機関）ごとに特徴があるため、応募の際に、案件の性質に応じた調査会社を選定ください。

項目		調査会社												
		A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M
企業	事業概要	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	業績の推移	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
知財・技術等	対象知財・技術等の概要、特徴	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	対象知財・技術等の優位性、課題（定性評価）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	対象知財・技術等の経済価値評価（定量評価）	○	—	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○
	類似知財・技術等の概要、特徴	○※1	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	対象知財・技術等の市場におけるポジション（パテントマップ）	○※1	—	—	—	○※2	○	—	○	○	○	○	○	○
事業・ビジネスモデル	対象知財・技術等を用いた事業の概要	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	対象知財・技術等を用いた事業の市場動向	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	対象知財・技術等を用いた事業の優位性、課題（SWOT/定性評価）	○	○	○	—	—	○	○	○	○	○	○	○	○
	対象知財・技術等を用いた事業の市場性（経済価値評価/定量評価）	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
補足事項	評価書作成時の対象企業へのヒアリング調査の実施有無	有	有	有	有	有	有※3	無	有	有	有	無	有	有
	評価書作成時の対象企業へのアンケート調査の実施有無	無	無	無	無	有	有	無	無	有	有	無	有	有
	評価書作成が困難な業種の有無	無	有	無	無	有	無	無	有	無	有	無	無	有
	評価書作成に要する期間（ヒアリング、アンケートを行う場合）	4週間	4週間程度	3週間	3-4週間	4週間程度	ヒア後2-4週間※4	—	10日	15日	10日	—	3週間	3週間
	評価書作成に要する期間（ヒアリング、アンケートを行わない場合）	—	—	—	—	—	—	5営業日	7日	—	7日	2週間	2週間	3週間

注1) 特定の特許権等が対象会社事業の涉外となっている場合に実施。

注2) パテントマップでの表現が有効な場合に実施。

注3) 要望に応じて実施。

注4) ヒアリング等の後2~4週間で評価書を作成。追加ヒアリング等が必要な場合は延びることがある。

②伴走型支援：目的と実施概要

- 伴走型支援として、「A.個別企業単位での成功事例創出」と「B.金融機関の組織的取り組み推進」の2段階の支援を実施いたします。
- 伴走型支援では、「金融機関による知財を切り口とした中小企業の支援の促進」、「金融機関内における知財金融の普及・促進」を図るため、応募金融機関には、より踏み込んだ検討を行って頂くことを想定しています。

伴走型支援の目的

金融機関による
知財を切り口とした
中小企業の支援の促進

金融機関内における
知財金融の普及・促進

伴走型支援の内容(概要)

A.個別企業単位での成功事例創出

A-1 知財ビジネス評価書のカスタマイズ・評価

A-2 事業成果創出支援

B.金融機関の組織的取り組み推進

B-1 本部施策展開型支援

B-2 その他支援

②伴走型支援：具体的な内容のイメージ

- 全ての採択金融機関が「A.成功事例創出」に取り組み、成果(事業上の施策の実行)を挙げた後に、希望する金融機関に対して「B.金融機関内の取り組み推進」を実施することを予定しています。

「A.成功事例創出」※A-1、A-2はセット
(伴走型支援対象の全金融機関に実施)

A-1 知財ビジネス評価書のカスタマイズ・評価

- 支援案件の内容に応じて知財ビジネス評価書をカスタマイズする
 - カスタマイズとしては、「標準的な知財ビジネス評価書の技術・知財項目のカスタマイズ」や「各機関の調票補助シート作成」等を想定
- 評価に際しては「事業性評価に基づく支援指針の明示」までを行なう

A-2 事業成果創出支援

- 金融機関の支援先の中小企業での具体的な事業成果創出に向けた支援を行なう(詳細後掲)
 - 上記A-1での評価結果・支援指針に基づき、特許庁施策(知財総合支援窓口等)、外部専門家(中小企業診断士等)、自治体、経済局との連携を行なう
 - 基本的には、金融機関が連携の主体者となるが、弊社研究員・コンサルタントが特許庁、外部専門家、自治体、経済局の紹介を行なう

A実施の上で、
希望する金融機関を対象に実施

「B.金融機関内の取り組み推進」※B-1、B-2のいずれか
(左記A実施後、希望する金融機関に実施)

B-1 本部施策展開型支援

- 左記Aでの取り組み以外にも、既に独自で知財金融に関する本部施策を行っている場合に、その取り組みを行内で展開・推進する上での支援をする
 - 例:評価制度見直し、業務フロー見直し、研修体系・カリキュラムの見直し等

OR

B-2 その他支援

- (例)実態バランスシートの作成において、事業性評価の結果をいかに加味するべきかをアドバイスする
 - 自己査定上の取り扱いの検討、監査法人等とのコミュニケーションに係るアドバイス等

②伴走型支援：応募要件

- 伴走型支援は、一般公募枠よりも踏み込んだ検討を行って頂くため、応募・採択の条件として、各金融機関に、組織として成果創出を意識した取り組みが可能なこと等を規定しています。
 - 例：伴走型支援に対して担当者個人ベースではなく、組織的に対応することができること(全社的な検討が行えること)
 - 例：上記に照らして、現在自社内で展開している関連施策との関係、伴走型支援の位置付けが明確となっていること
 - 例：伴走型支援に際して評価のみならず、支援の部分で積極的に当社が提案する専門家や事業(例えば知財総合支援窓口等)の活用を検討し得ること
 - 伴走型支援の成果を積極的に社内に展開すること